

# 令和4年度東村山市監査計画

令和4年3月25日  
監査委員決定

## 1 目的

この計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び東村山市監査の執行に関する条例（昭和34年東村山市条例第5号）及び東村山市監査基準（令和2年3月25日監査委員決定）に基づいて監査委員が行う監査、審査及び検査（以下「監査等」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とします。

## 2 基本方針

監査委員は、法の規定により設置された独立の執行機関として、本市の事務事業の執行について監査等を実施し、その結果を公表することにより、民主的かつ効率的な行政執行の確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するために監査等を行います。

令和4年度の監査は、過去の監査結果によるリスク内容を踏まえ、次の方針に基づき実施します。

### （1）基本項目事項

- ① 市の事務事業について、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも検証します。
- ② 監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況等を把握し、是正・改善を求めています。
- ③ 研修等により補助機関としての事務局職員の専門能力を高め、監査体制の充実に努めます。
- ④ 監査結果についての情報は、市民に的確に発信します。

### （2）重点事項

- ① 各種契約において、仕様書どおり履行され、実績報告等で確認検査されているか。
- ② 工事、委託、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ③ 使用料、手数料の現金の取り扱いが適正に行われているか。

### 3 各監査等の方針

令和4年度の各監査等については、次の指針により実施します。

- (1) 定期監査（法第199条第1項（財務監査）及び第4項による監査）

事務事業の執行全般を対象に、法令等に基づき適正かつ正確に行われているかを主眼に、コスト縮減等が経済的、効率的に執行され、有効に目的を達しているかの観点にも留意し、問題の有無にかかわらず、年3回、期日を定めて実施します。
- (2) 随時監査（法第199条第2項（行政監査）及び第5項による監査）

必要があると認めた場合に定期監査に準じて実施します。
- (3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項による監査）

定期監査の実施時に、市が財政的援助を与えている団体、出資若しくは支払い保証している団体又は公の施設の管理を行わせている団体等を選定し、令和4年度及び令和3年度の事業執行を対象に、適正かつ効率的に出納その他の事務の執行を行っているか、併せて、所管部課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼に実施します。また、指定管理者に対する監査は、指定管理制度に沿って民間活力が活かされ、効率性と市民サービスが向上されているかを主眼に実施します。
- (4) 決算審査・下水道事業会計決算審査・基金運用状況審査（法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項及び第241条第5項による審査）

令和3年度の決算を対象に、各会計の決算その他関係諸表等の計数を確認するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査します。また、定額の資金を運用する基金の運用状況を示す書類の計数を確認するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施します。
- (5) 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項による審査）

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる計数を確認するとともに、その算定が適正に行われているかどうかを主眼に審査します。
- (6) 住民監査請求（法第242条による監査）

市長等執行機関や職員による違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実があると認められるとして、住民から、その行為の防止や是正等の必要な措置を求めて、監査委員に対して監査請求がなされたときに実施します。
- (7) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項による検査）

毎月、期日を指定し、現金、預金等の毎月の計数を確認し、出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に実施します。

#### 4 監査等の実施期間等

各監査の期間及び報告・公表時期は下表の通りとする。

監査区分	実施期間	報告・公表時期
定期監査（財政援助団体等監査を含む）	第1回 9月～11月 第2回 12月～2月 第3回 3月～5月	令和4年12月 令和5年3月 令和5年6月
随時監査	必要があると認める場合随時	監査終了後14日以内
決算審査（下水道事業会計決算審査及び基金運用状況審査を含む）	6月～8月	令和4年9月
健全化判断比率等の審査	7月～8月	令和4年9月
住民監査請求	請求に基づき随時	受理後60日以内
例月出納検査	毎月下旬に期日を指定	毎月下旬